

総合地球環境学研究所 IR 室規則

令和 6 年 4 月 8 日制 定
規則第 13 号
令和 6 年 12 月 10 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 6 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所インスティテューション・リサーチ室（以下「IR 室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 IR 室は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の研究教育活動の強み・特色と課題等を、検証可能なデータに基づいて分析し、可視化することにより、研究所の研究戦略の策定に係る所長の意思決定を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 IR 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 総合地球環境学の推進に係る中長期的な戦略の立案に資する情報提供
- 二 研究所の研究実績評価に係るデータの分析と可視化
- 三 前各号に掲げる業務で必要となるデータの収集に関する所内外関係先との連絡調整及びモニタリング
- 四 その他 IR 業務に必要な事項

(IR 室長)

第 4 条 IR 室に、IR 室長を置く。

- 2 室長は、職員の中から所長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、室の業務を総括整理する。

(IR 室会議)

第 5 条 IR 室に、室の業務の円滑な遂行と調整を図るため、IR 室会議（以下「会議」という。）を置き、その結果については、研究戦略会議に報告する。

- 2 室長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、議長に事故があったときは、所長が指名した者が議長となる。
- 3 会議の構成員は室長が指名した者とする。
- 4 会議は、前項に定める構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

5 会議は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 IR室の事務は、関係部署の協力を得て、IR室において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、IR室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 総合地球環境学研究所IR室の組織及び運営に関する申合せ（令和4年6月14日制定）
は廃止する。

附 則

この規則は、令和6年12月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。